

アナログ規制を見直すための関係条例の整備に関する条例の制定について

アナログ規制を見直すための関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

アナログ規制を見直すための関係条例の整備に関する条例

(熊本市営駐車場条例の一部改正)

第 1 条 熊本市営駐車場条例（昭和 46 年条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「その旨を」の次に「市のホームページに掲載するとともに、」を加える。

(熊本市都市公園条例の一部改正)

第 2 条 熊本市都市公園条例（昭和 52 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「熊本市公告式条例（昭和 25 年条例第 1 号）の定めるところ」を「公示する事項を市のホームページに掲載するとともに、公示する事項が記載された書面を市役所及び各区役所の掲示場に掲示すること」に改める。

(熊本市役所駐車場使用条例の一部改正)

第 3 条 熊本市役所駐車場使用条例（昭和 55 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「その旨を」の次に「市のホームページに掲載するとともに、」を加える。

(熊本市屋外広告物条例の一部改正)

第 4 条 熊本市屋外広告物条例（平成 7 年条例第 73 号）の一部を次のように改正す

る。

第25条第1項中「熊本市公告式条例(昭和25年条例第1号)の定めるところ」を「公示する事項を市のホームページに掲載するとともに、公示する事項が記載された書面を市役所及び各区役所の掲示場に掲示すること」に改める。

(熊本市行政手続条例の一部改正)

第5条 熊本市行政手続条例(平成10年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を市長が規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市役所及び各区役所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 第5条の規定による改正後の熊本市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、第5条の規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

（提出理由）

公示等の方法の拡充に係る関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。